

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する審査特例制度の  
申出において添付する用途証明書について（お知らせ）

平成30年7月27日

平成30年10月5日改正

令和元年11月1日改正

令和2年12月28日改正

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の一部改正により、同法第3条第1項第5号及び第5条第4項に規定される少量新規制度及び低生産量新規制度（以下「審査特例制度」という。）の国内総量上限の数量については、各事業者の製造・輸入数量を合計した数量からその環境への排出量を合計した数量（以下「環境排出量」という。）<sup>1</sup>に改正されました。この環境排出量の算出においては、申し出る物質の用途を確定させることが重要であるため、審査特例制度の申出においては、原則として、用途を証明する書類（以下「用途証明書」という。）の添付を求めており、この用途証明書について、これまでには、以下の「1. 用途証明書として添付可能な書類」の①～③を想定し、「2. 用途証明に必要な記載事項」の(1)にある項目が明記されていることを求めてきたところですが、今般、国民や事業者等に対し押印等を求めていた手続きについての見直しの一環として、以下の「1. 用途証明書として添付可能な書類」の④についても、用途証明書として申出の際に添付可能としましたので、お知らせします。詳細は下記をご参照ください。

## 1. 用途証明書として添付可能な書類

- ① 事業者間で締結している売買契約書、品質保証書、納品書等
- ② 用途を限定特記したSDSに、申出物質の使用者が署名押印した書類
- ③ 別添1に示した様式による書類
- ④ 別添2に示した様式による電子メールを出力したPDFファイル

## 2. 用途証明に必要な記載事項

### (1) 上記1. ①～③の場合

- ・宛先（社名、部署、役職、担当責任者氏名）
- ・新規化学物質（又は商品）の名称、用途番号及び用途分類（参考）

<sup>1</sup> 各事業者の製造及び輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量を合計した数量

- ・使用者（社名、部署、役職、担当責任者氏名、住所）
- ・使用者の押印（代表者印、役職印又は個人印を押印のこと。会社印のみは不可。）又は署名

(2) 上記1. ④の場合

- ・電子メール宛先（電子メールの受信者。メッセージ本文の用途証明書の宛先と一致していること。）
  - ・電子メール差出人（電子メールの送信者。メッセージ本文の用途証明書の使用者と一致していること。）
  - ・メッセージ本文
    - (ア) 用途証明書の宛先（社名、部署、役職、担当責任者氏名、個人電子メールアドレス<sup>※</sup>）
    - (イ) 新規化学物質（又は商品）の名称、用途番号及び用途分類
    - (ウ) 使用者（社名、部署、役職、担当責任者氏名、住所<sup>\*</sup>、個人電子メールアドレス<sup>\*</sup>）
- ※ 宛先と使用者が同一会社である場合は、記載がなくても問題ありません。

### 3. 注意事項

(1) 上記1. ①～③の場合

- ・書面申出に添付する際は、上部右側に受付コード（受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください）を記載すること。

(2) 上記1. ④の場合

- ・電子申出又はCD申出に添付する場合は、用途証明書の宛先の者が 출력した電子ファイル（PDF）を添付すること。
- ・書面申出に添付する際は、用途証明書の宛先の者が输出した書面とし、その上部右側に受付コード（受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください）を記載すること。

以上

(参考) 用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表

平成 31 年度より審査特例制度の用途番号を変更していますので、新たな用途番号を記載してください。

なお、一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出において使用可能な用途番号「198 その他原料、その他の添加剤」は、審査特例制度においては使用できませんのでご注意ください。

用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9
104	金属洗浄用溶剤	0.8
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8
106	その他の洗浄用溶剤（104 及び 105 に掲げるものを除く。）	0.8
107	工業用溶剤（102 から 106 までに掲げるものを除く。）	0.4
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1
109	その他の溶剤（102 から 108 までに掲げるものを除く。）	1
110	化学プロセス調節剤	0.02
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	0.01
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。）	0.07
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	1
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	1
115	塗料又はコーティング剤	0.01
116	インキ又は複写用薬剤	0.1
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）	0.04
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるもの除く。）	0.2
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	0.4
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02
122	芳香剤又は消臭剤	1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05
125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
129	皮革処理剤	0.02

130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
133	金属製造加工用資材	0.1
134	表面処理剤	0.1
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
137	金属等加工油又は防錆油	0.03
138	電気材料又は電子材料	0.01
139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	0.03
140	水処理剤	0.05
141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
142	熱媒体	0.08
143	不凍液	0.08
144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
146	分離又は精製プロセス剤	0.1
147	燃料又は燃料添加剤	0.004
199	輸出用のもの	0.001